

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則一一―八（職員の定年）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和二年三月三十日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則一一―八―四八

人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
別表（第四条関係）		別表（第四条関係）	
職員	年齢	職員	年齢
(略)	六十二年	(略)	六十二年

<p>郵政民営化推進室長、拉致問題対策本部事務局長、TPP等政府対策本部の首席交渉官若しくは政策調整統括官、国土強靱化推進室次長、まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官、特定複合観光施設区域整備推進室長、皇位継承式典事務局長、イノベーション推進室イノベーション総括官又は新型コロナウイルス感染症対策推進室長に充てられた内閣審議官</p>	(略)
	(略)

<p>郵政民営化推進室長、拉致問題対策本部事務局長、TPP等政府対策本部の首席交渉官若しくは政策調整統括官、国土強靱化推進室次長、まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官、特定複合観光施設区域整備推進室長、皇位継承式典事務局長又はイノベーション推進室イノベーション総括官に充てられた内閣審議官</p>	(略)
	(略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。